

クリーンウッド法に基づく登録を希望される木材関連事業者の皆様へ

## ご提出いただく書類等について

(一財) 建材試験センター木材関連登録業務室

登録申請に当たっては、次の書類等の提出が必要となりますので、ご確認ください。記載内容その他のご質問については、木材関連登録業務室にお問い合わせ願います。

### 1. 登録申請書

項目に沿って、可能な限り具体的にご記入ください。(予定ベースで結構です)特に、添付書類(確認、譲渡、記録、体制に関する事項)が審査において重要な判断材料になりますので具体的に記載願います。

このうち、体制については、分別管理、責任者と方針・行動規範の3つの項目が必要となります。方針・行動規範については新たに作成あるいは既存の方針等の見直しによりますが、クリーンウッド法を順守する旨を盛り込んでください。

### 2. 誓約書

指定された定型文書(下記参照)をご確認の上、申請者名等を記載してください。

### 3. 法11条による罰則等を受けたことのないことの宣言書

法第11条第1項第2号から第4号に該当しない旨の宣言書(様式は指定しておりません)を添付願います。次の条文を念のためご確認ください

#### (登録の拒否)

法第十一条 登録実施機関は、第九条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに

該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者が、第六条第一項の木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を踏まえ、その取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者と認められないとき。

二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者であるとき。

三 申請者が第十四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるとき。

4. 定款、登記事項証明書（原本）、役員名簿

5. 会社概要及び組織図

6. 諸費用等

1) 建材試験センターへの申請料：銀行口座（口座番号等は後日ご案内いたします）への申請時送金をお願いしております。

2) 登録免許税の領収書コピー：金融機関にて、クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の国に納める登録免許税 1.5 万円を納付し、発行された領収書のコピーを申請書に添付願います。

7. その他

登録申請書に記載した内容を実現するための社内手順を記載した書類を用意していただくことが望ましいです（登録申請書の記載内容と齟齬のない手順書としてください）。

<参考>

・登録申請書、申請者誓約書等の様式（WORD 文書）は、当センターのウェブサイト（以下の URL）に掲載しております。

<https://www.itccm.or.jp/biz/ninsho/tabid/683/Default.aspx>

・また、法令等根拠条文などについては、林野庁のクリーンウッドナビをご参照ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>